「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略称
金融商品取引法	金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

	コメントの概要	金融庁の考え方
	開示府令	
	▼第19条第2項第1号、第2号関連	
1	自社株対価 TOB において、買付者が対価として発行・交付する株式については、第三者割当に係る開示規制は適用されないとの理解で良いか。	自社の株式をもって対価とする公開買付けにおいては、公開買付けに応募した対象会社の株主に対して株式を割り当てることになり、株式を「特定の者に割り当てる方法」(開示府令19条2項1号ヲ)には該当しないため、基本的に「第三者割当」には該当せず、開示書類において「第三者割当」の場合に求められる特記事項の記載は必要とならないと考えられます。
2	海外公開買付けが行われる場合には臨時報告書の提出が必要であるが、50名以上の外国株主が存在する国内の対象者に対し金商法に基づく自社株対価 TOB を行う場合には、海外公開買付けには該当しないため有価証券届出書の提出のみで良く、臨時報告書の提出は要しないという理解で良いか。	外国株主が存在する会社を対象として、金商法に基づく自社の株式をもって対価とする公開買付けを実施する場合であっても、常に臨時報告書の提出が必要となるわけではないと考えられます。 但し、例えば、金商法に基づく公開買付けと同時に、海外公開買付けを実施する場合など、実際に本邦以外の地域において当該株式の募集又は売出しを行う場合には、開示府令19条2項1号又は2号に基づく臨時報告書の提出が必要となると考えられます。 なお、臨時報告書の提出が必要となる場合であっても、海外公開買付けに該当しない場合には、開示府令19条2項1号ワ又は2号へに規定する内容については記載を要しないと考えられます。
3	外人株主が存在する会社を買付対象とする場合で、本邦以外の地域で公開買付けや募集の届出を行わないが、買付者の有価証券について1億円以上を本邦以外の地域において募集する可能性があるときは、臨時報告書の提出が必要なのか。それとも、開示府令19条2項1号ワ	

又は2号へにある「海外公開買付け」が行われる場合のみ、臨時報告書の提出が求められる、 という認識でよいかご教示頂きたい。

開示ガイドライン

Ⅳ(2)関連

- 4 海外公開買付けが行われ臨時報告書の提出が 行われた場合で、さらに有価証券届出書の提出 を求められる場合とはどのようなケースを想 定しているのか。例えば、日本企業が外国上場 の外国企業に対し自社株対価 TOB を行い、当該 外国企業の株主が日本国内に 50 名以上存在す るようなケースか。
- 5 有価証券届出書の提出が必要と考えられる場合とは、どのような場合を想定しているのかをご教示頂きたい。

個別具体的な事情によりますが、有価証券をもって対価とする海外公開買付けを行うことに伴い、国内において対価とする有価証券の募集又は売出しを行っていると評価することができる場合には、有価証券届出書の提出が必要と考えられます。

その他

6 第三者割当の場合、割当予定先が限定され、割り当てられた有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合には、届出前の割当予定先との協議が勧誘に該当しないことが定められている(開示ガイドライン2-12)が、自社株対価 TOB においても、有価証券届出書提出前に買付者が対象者の大株主と応募契約を締結することが、届出前の「勧誘」を禁止する規制には該当しないという類似の例外規定を定めてほしい。

有価証券をもって対価とする公開買付けにおいては、募集又は売出しの対象となる有価証券の割当予定先が限定されることにならないことから、勧誘規制の適用関係について第三者割当と同様の整理をすることはできないと考えられます。

いずれにせよ「勧誘」に該当するか否かは、 個別事案ごとに判断する必要があると考え られます。